第十五条　両締約国間の紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、1に規定する協議の要請の後六箇月以内に外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の六十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3　各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の六十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかった場合には、両締約国は、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。同裁判所事務総長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由によりこの任務を遂行することができない場合には、同裁判所事務次長が必要な任命を行うよう要請される。同裁判所事務次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同裁判所事務次長も当該任務を遂行することができない場合には、同裁判所事務総長及び同裁判所事務次長が指名することに合意する者であって、いずれの締約国の国民でもない同裁判所国際事務局の職員が必要な任命を行うよう要請される。

4　2又は3に定める必要な任命が行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

5　仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従って紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

6　各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。もっとも、仲裁委員会は、自己の裁量により、両締約国のうちいずれか一方が当該残余の費用のより多くの部分又は全てを負担するよう指示することができる。

第十六条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務についての申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2　7(b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域において、行政的解決又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3　投資紛争は、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間の友好的な協議によって解決する。

4　紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行った日から六箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

(a)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）による仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(c)　国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5　各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であって当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6　5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

7　この条の規定による仲裁への請求の付託は、次の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。

(a)　紛争投資家が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(b)　紛争投資家が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、このような仕組みにより紛争の対象となる事項に関する判決又は裁定が下される前に、1に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

8　7(b)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が4、6若しくは7に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。

9　7(b)の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

10　4の規定により設置される仲裁廷は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

11　紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し

12　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

13　紛争締約国は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、紛争投資家が申し立てられた損害の全部又は一部に対する塡補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

14　仲裁廷が下す裁定には、次の事項を含める。

(a)　紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したかどうかに関する書面による決定

(b)　違反があった場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方

(i)　損害賠償及び金銭的な費用の支払

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び金銭的な費用を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

15　紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a)　業務上の秘密の情報

(b)　いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c)　関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報